

国立民族学博物館研究報告寄稿要項

平成 28 年 7 月 4 日
研究出版委員会

1. 国立民族学博物館研究報告の目的

文化人類学及びその関連分野に関する論文、書評論文、資料、研究ノート（以下「論文等」という。）を掲載する。

2. 原稿区分

国立民族学博物館研究報告（以下「研究報告」という。）の原稿区分は次のとおりとする。

- (1) 「論文」：文化人類学及びその関連分野に関するオリジナルな研究の成果をまとめたもの。
- (2) 「研究ノート」：文化人類学及びその関連分野の発展に寄与する研究の過程で得られた、新しい発見や仮説を提示したもの。
- (3) 「資料」：文化人類学及びその関連分野の発展に寄与する資料や情報を開示・紹介するもの。
- (4) 「書評論文」：あるテーマに関連する複数の研究書や研究論文を取り上げ、研究動向の考察を試みるもの。

3. 寄稿資格

研究報告に寄稿することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本館の専任研究教育職員、客員教員・特別客員教員及び本館の活動に関わる各種研究員（機関研究員、特任研究員、外国人研究員、共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員等）
- (2) 本館の組織・運営に関与する者及び関与した者
- (3) 本館の専任研究教育職員を研究代表者として組織された研究プロジェクトの研究分担者及び研究協力者
- (4) その他研究出版委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者

4. 論文等掲載までの過程

寄稿された論文等は、委員会が選定した審査員による審査結果を踏まえて、委員会が①採用、②条件付き採用、③再査読、④不採用のいずれかを決定する。

5. 審査事項

- (1) 研究報告に掲載する論文としての主題の妥当性

- (2) 文化人類学及びその関連分野への貢献度、独創性、新規性
- (3) 未発表論文であること
- (4) 素材・資料の妥当性、提示方法の適切さ
- (5) 内容の完成度、論理展開の明確さ・妥当性
- (6) 章・節などの全体構成の適切さ
- (7) 文章・表現の適切さ
- (8) 参照文献の妥当性、引用の適切さ
- (9) 原稿区分（「論文」「研究ノート」等）の適切さ
- (10) 執筆要領の遵守

6. 審査基準

「採用」：このままで掲載可能なもの（再審査不要であるもの）

「条件付採用」：内容に関わる部分での修正・補筆等の必要があるが、指摘された部分を修正・補筆すれば改めて査読者が査読する必要がなく、委員会の判断に基づき掲載可能なもの

「再査読」：内容に関わる部分での修正・補筆の必要があり、書き直し後の再査読によって掲載の可否を判断する必要があると考えられるもの

「不採用」：『研究報告』への掲載が不相当と判断されるもの

7. 寄稿者による改稿、最終稿

寄稿された論文等について、委員会が掲載を決定するまでの間に、必要に応じて寄稿者に改稿を求めることがある。改稿された原稿は、委員会が審査のうえ掲載の可否を決定する。

8. 異議申立て

(1) 寄稿者は、寄稿した論文等の委員会決定に異議がある場合は、異議申立てをすることができる。異議申立ては書面により、論文名・著者名・異議申立て事項・理由を具体的に記載して委員会宛に提出するものとする。

異議申立ての期限は、最初の委員会決定の通知日より1ヵ月以内とする。

(2) 異議申立てがあったときは、委員会は再審査又は異議申立ての却下を判定する。再審査の場合、委員会は再審査のための審査員を選定し、再度審査する。

(3) 委員会は判定結果及び審査結果を速やかに寄稿者へ通知する。

(4) 同一の論文等にかかる異議申立ては1回限りとし、異議申立てにかかる判定結果に対する異議申立ては受付けない。

9. 校正

編（著）者による校正は、初校のみとする。校正段階での加筆又は修正は認められない。

1 0．使用言語、文字

論文等において使用する言語は、日本語、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、中国語及びドイツ語のいずれかとするが、それ以外の言語で書く必要がある場合は、寄稿に先立って研究出版委員会にその旨申し出ること。原稿に特殊な文字・記号を用いる場合も同様である。

1 1．寄稿にあたっての条件

(1) 原稿の長さ

特に制限はないが、論文の場合は「ひとつの論文」として完結する内容と構成であることを要する。

(2) 未発表論文であること。

1 2．原稿の返却

寄稿された論文等は、採否にかかわらず返却しない。

1 3．原稿料等

原稿料の支払い、掲載料の徴収はしない。

1 4．著作権

論文等の著作権は、編（著）者に帰属する。ただし、本館はそれらの論文等を国立民族学博物館学術情報リポジトリ（みんぱくりポジトリ）で公開する権利を保有する。その場合、本館は公開される論文等の編（著）者を明記する。公開に適さない箇所があれば、その部分を抹消するため、寄稿時に研究出版委員会までその旨を申し出ること。

1 5．版權等

文献の引用に著作権・版權所有者の許可が必要な場合、あるいは図版や写真を掲載するために版權の取得が必要な場合は、寄稿者が手続きを行い、費用を負担する。

1 6．寄稿・連絡先

〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10-1

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国立民族学博物館内

研究出版委員会

電話 (代) 06-6876-2151 ファックス 06-6878-8429

e-mail : hensyu@idc.minpaku.ac.jp

附則

この要項は、平成 28 年 7 月 4 日から施行し、平成 28 年 7 月 4 日から適用する。